

令和5年4月1日
高槻市教育委員会
教育指導課

高槻市における不登校児童生徒を対象としたICT等を用いた在宅学習における 出欠の取扱いに関するガイドライン

このガイドラインは、不登校児童生徒がICT等を用いて在宅学習を行った際の、在籍校における当該児童生徒の出欠の取扱いについて、下記のとおり留意すべき点を目安として示したものである。

記

本取扱いは、基本的に当該児童生徒が不登校児童生徒支援室「エスペランサ」や民間施設等において相談・指導を受けられない家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒等に対して、これまで行ってきた様々な取組も含め、支援の充実を図ることにより、当該児童生徒の学校復帰や進路保障、社会的自立並びに学習意欲等の向上及び推進に資することを目的とする。

1 出欠の取扱いについて

出欠の取扱いについては、以下の要件を目安として、当該校長の判断で、自宅においてICT等を活用した学習を行った日数を指導要録上出席とすることができる。

なお、民間施設等が提供するICT教材等を活用する場合は、当該施設が「高槻市における不登校児童生徒が通う『出席扱い』とする民間施設についてのガイドライン」（令和元年5月9日）の要件を満たしていることを前提とする。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) ICT教材や通信教育を活用した学習であり、ICT等を活用した学習内容について当該校が把握できること。
- (3) 当該児童生徒の既習状況を踏まえた、月ごとや学期ごとなど、計画的な学習のプログラムであること。
- (4) 訪問等による対面の指導、及び面接（※1）が、定期的かつ継続的（※2）に行われるものであること。

※1 対面の指導、及び面接を行う者としては、当該校の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び不登校等支援員等が考えられる。

※2 概ね1カ月に1回以上であること。

2 留意事項

- (1) 児童生徒個々の実情を十分に把握・分析し、その状況に応じて判断すること（同一施設にて相談・指導を受けていても、取扱いが異なる場合がある）。

- (2) 校長は、必要に応じ、教育委員会と相談して「指導要録上の出席扱い」を判断すること。
- (3) 自宅においてICT等を活用した学習を行う児童生徒に対しては、家庭にひきこもりがちな期間が長期化しないよう、当該児童生徒の状況を踏まえつつ、学校や学校外の公的機関、民間施設等での相談・指導を受けることができるように、段階的に保護者と調整すること。